第10章 行政体制の整備・情報政策の推進

第1節 独立行政法人・特例民法法人等に関する取組み

1 無駄削減に向けた取組みの実施

厚生労働省では、所管する事務・事業や独立行政法人、特例民法法人(従来の公益法人)等の事業などの在り方について見直すなど、無駄削減に向けた取組みを進めてきた。 これまでに実施した行政事業レビュー等により、2010(平成22)年度から2012(平

(内訳:2010年度▲6,500億円、2011(平成23)年度▲5,500億円、2012年度▲2,500億円)

今後も、継続的に改革に取り組むこととしている。

成24) 年度までで計1 兆 4.500 億円の削減を行った。

2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2013 (平成25) 年4月1日現在21法人(他省との 共管法人2法人を含む。)となっている。

(1) 独立行政法人改革の推進

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から、これまでも累次の閣議決定がなされており、厚生労働省においてもこれを踏まえた法人組織や事務・事業の見直しなどの改革を着実に実施している。

なお、行政改革を政府一体となり総合的かつ積極的に推進することを目的として設置された行政改革推進本部及び行政改革推進会議において、独立行政法人の制度及び組織の見直しが行われており、6月5日の行政改革推進会議において中間的整理が行われた。

(2) 中期目標期間終了時の見直し

独立行政法人においては、3年から5年の定められた期間(中期目標期間)の終了時に、組織体制や業務全般の見直しが行われることになっているが、2012(平成24)年度中に中期目標期間が終了する以下の独立行政法人について、次のとおり見直しを行うこととした。

- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構については、長期未請求者等に対する新たな縮減方 策の検討、建設業退職金共済事業本部(建退共)における共済手帳の長期未更新者の現 状把握、着実な累積欠損金の解消等を行う。
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構については、本部業務部門の業務運営体制の再構築、ポリテクセンター等の都道府県への移管協議の推進、地方施設の集約等を 行う。
- ・独立行政法人福祉医療機構については、融資対象の重点化、併せ貸しの一層の拡大、融 資後のフォローアップ調査の継続実施、東日本大震災で被災した社会福祉施設及び医療 関係施設等に対する支援の実施等を行う。

・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、施設利用者に対する 地域移行の推進、モデル的支援に関する調査研究等の推進、将来の方向性やビジョンの 再検討等を行う。

③ 特例民法法人に関する取組み

公益法人については、2008(平成20)年12月1日に新たな制度が施行され、従来の 公益法人は新制度施行後5年間は特例民法法人として存続し、その間に公益社団・財団法 人又は一般社団・財団法人への移行申請ができることとされており、所管の特例民法法人 に対しては、移行に向けて必要な支援、指導等を行っている。

2008 (平成20) 年12月1日現在の厚生労働省所管特例民法法人1,061法人のうち、2012 (平成24) 年12月1日までに275法人が公益社団・財団法人に、235法人が一般社団・財団法人に移行した。その他解散・合併したものもあり、2012年12月1日現在の所管法人数は435法人となっている。

また、特例民法法人については、少なくとも3年に1回の立入検査を実施する等、適正な運営の確保に努めている。

第2節 広報体制の充実

🚹 新しい情報発信手段の活用

従来の報道発表資料等による情報発信に加え、国民の幅広い層にイベントや会議の案内、新制度の情報等をお知らせするため、ツイッター、YouTube等の新しい情報発信手段を活用している。

ツイッターについては、2010(平成22)年9月に開始し、約16万のフォロワー(閲覧者)を持ち、月平均約18件ツイート(投稿)している。

YouTube については、約345本の動画を配信し、これまで延べ295万回の再生回数を数えている。

第3節 情報化の推進

1 情報化の推進

厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組みなど、多くの課題に直面している。こうした課題に対して、発展著しいIT技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、厚生労働省としては、医療・健康・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、2013(平成25)年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」なども踏まえつつ、引き続き、情報政策の推進による改革に取り組んでいくこととしている。

2 情報化の推進に向けた主な取組み

(1) 厚生労働分野におけるIT利活用の促進

1 医療・健康分野の情報化

医療・健康分野におけるITの活用は、保健・医療の効率化、安全確保、質の向上に資するものであり、ITを活用した医療機関間の連携の促進、レセプトの電子化、エビデンスに基づく政策の企画・立案等を可能にする各種データベースの整備等について取り組んでいる。

ITを活用した医療機関間の連携については、地域医療再生基金などを活用した医療情報連携ネットワークが、地域ごとに形成されつつある。近年、地域の医師不足問題などの課題に対応するために、中核病院と周辺の診療所等との間で、適切な役割分担や連携が必要との認識が高まってきているが、医療情報連携ネットワークの形成は、こうした取組みを促進・強化することができる。厚生労働省としては、引き続き、各地域の取組みを支援し、医療サービスの質の向上を目指すこととしている。

レセプトの電子化については、医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、個人情報の保護等に十分配慮した上で、2006(平成18)年度からオンライン化を進めていたが、2009(平成21)年11月にオンライン請求又は電子請求を原則とするとともに、手書き、高齢などの理由により電子化が困難である場合に例外措置を定めたところである。なお、2013(平成25)年4月時点において、レセプトがオンライン請求又は電子請求の割合は、92.3%(件数ベース)である。

データベースの整備の取組みとしては、「レセプト情報・特定健診等情報データベース」を構築して、医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するための調査・分析や、一定のルールの下で、公益性の高い研究へのデータ提供を行っている。このほか、医薬品等の安全対策の一環として、全国の10か所の大学病院等の協力を得て、電子カルテ等のデータを活用した1,000万人規模の医療情報データベースの構築を目指すとともに、PMDAに情報分析システムを構築する「医療情報データベース基盤整備事業」を2011(平成23)年度より実施している。

2 介護・福祉分野の情報化

福祉分野においては、障害者等の自立支援や福祉サービスの質の向上を図るため、IT を活用した生活支援機器の開発、在宅就労の支援に取り組んでおり、関連する国家資格に係る養成課程におけるIT・情報教育の導入等の検討に取り組むこととしている。

また、介護分野では地域包括ケアシステムの構築に向けて、国民・地方自治体にとって 有益な情報を利活用しやすいように、介護・医療関連情報の「見える化」を推進すること としている。

3就労・労働分野の情報化

就労・労働分野においては、ハローワークインターネットサービスにおいて、全国のハローワークで受理した求人情報のほか、ハローワークの利用方法等、求職者や事業主に役立つ情報を提供している。

事業主がハローワークに対して行う雇用保険関係手続についてもオンライン申請を行うことが可能となっている。2011年11月からは、新たに「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の受付を開始するなどの利便性向上により活用促進に取り組んでいる。

また、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を引き続き図っている。

さらに、新卒者等に対する昨今の厳しい就職環境をふまえ、新規学卒者等を募集する企業の求人情報等をインターネットにより提供する「大卒等就職情報WEB提供サービス」も行っている。

4 「社会保障・税番号制度」の導入

社会保障と税の一体改革の一環として、制度の効率性・透明性・公平性を高めるために必要な情報連携基盤を整備するという観点から社会保障・税番号制度の検討が進められ、2012 (平成24) 年2月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」が国会に提出された。同法案は、2012年11月の衆議院解散に伴い廃案となったが、その後、2013年3月に再提出され、同年5月に成立した。厚生労働分野においては、年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険の各分野における手続が対象となっており、これにより所得証明書等の添付書類の省略や給付調整事務の効率化等のメリットが期待されている。施行時期としては、2017 (平成29) 年1月に国の機関間の連携開始、2017年7月に地方公共団体との連携開始を予定している。

(2) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

オンライン申請については、対面を要する手続等を除き、いつでもどこでも、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」のホームページから可能となっている (図表 10-3-1)。政府では、2011 (平成 23) 年8月に、「新たなオンライン利用に関する計画*1」を策定し、利用率の向上のみならず、利用者の視点に立った負担軽減や利便性の向上に一層注力すると同時に行政側の効果の増大や費用の減少など行政運営の効率化にも取り組むこととしている。

これに基づき、厚生労働省では、2012(平成24)年5月に、国民や企業による利用頻度の高い社会保険・労働保険分野等の22手続を対象とした「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画*2」を策定し、申請に必要な添付書類の簡素化、申請システムの使い勝手の向上、バックオフィス業務の見直し等の各種取組みを行っている。

また、ITの活用による国民の利便性向上と行政運営の簡素化、効率化の実現のため、2005(平成17)年度に社会保険・労働保険分野などの業務について、それぞれ「業務・システム最適化計画*3」を策定し、現在、12業務についてこの計画に基づき、業務・シ

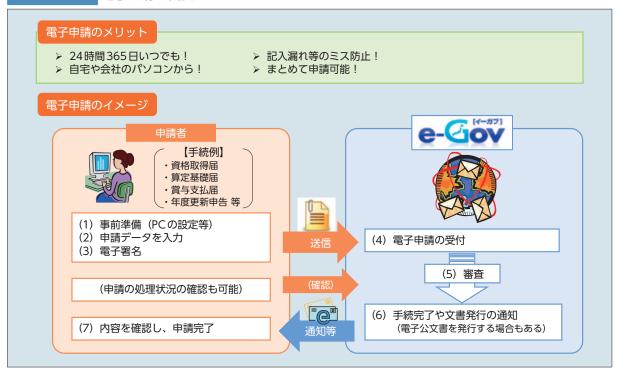
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_online.pdf

^{*1 「}新たなオンライン利用に関する計画」

^{*2 「}厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」 http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/07/gyoupuro.html

^{*3 「}業務・システム最適化計画」 http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html

図表 10-3-1 電子政府の概要



国民年金及び厚生年金保険の年金加入状況については、インターネットバンキング等で広く用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、2006(平成18)年3月からインターネットによる記録照会サービスを実施した。また、2011年2月からはこのサービスを「ねんきんネット」として更に使いやすいものとし、自宅でパソコンが使えない方であっても年金事務所や一部の市区町村及び郵便局の窓口において「ねんきんネット」の年金記録画面を印刷交付できるようにしている等、ITの活用によりいつでもご自身の年金記録を確認できる環境整備を進めている。「ねんきんネット」では更に、自分の人生設計に合わせた働き方などの条件を設定して年金見込額を試算できる機能や、持ち主不明の年金記録の中に、入力した条件に一致する記録があるかどうかを調べることができる機能を新たに追加する等、ITを活用したサービスの拡充を進めている。

3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)(2005(平成17)年4月1日全面施行)の施行に伴い、厚生労働行政の分野においても、その分野の実情に応じたガイドライン等を策定している。

同法の全面施行後、個人情報に関する国民の意識が高まる一方、法律に対する誤解等に 起因して、各種名簿の作成を中止する動きや、個人情報取扱事業者が大規模災害や事故等 の緊急時における家族等への情報提供を拒否する動きが起きるなど、「過剰反応」といわ れる状況も一部に見られた。

このような状況を踏まえ、2006(平成18)年2月に、政府として「過剰反応」等に対して、法の解釈や運用基準を明確化し、ガイドライン等を必要に応じて見直し、民間事業者等へ周知徹底等の取組みを連携して推進することと「個人情報保護関係省庁連絡会議申

合せ」(2006年2月28日)されたことを受けて、同年4月には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しを行った。

また、診療記録の開示も含めた診療情報の提供については、患者と医療従事者とのより良い信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上等の観点から積極的に推進することが求められている。医療機関による診療情報の提供について不適切な事例が見受けられるため、2010(平成22)年9月に、医療機関の保有する個人情報の開示等に当たって、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないよう、開示等を求める理由を尋ねることは不適切であることをガイドライン上に具体的に明示した。

今後も引き続き、個人情報の保護と利活用のバランスが図られるよう、必要な措置の検 討を行っていくこととしている。

図表 10-3-2 個人情報の保護に係るガイドライン等*4

分野		
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年12月28日告示改定)(平成20年12月1日一部改工	
	疫学研究に関する倫理指針(平成19年8月16日告示改定)(平成20年12月1日一部改正)	
	遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年12月28日告示改定)(平成20年12月1日一部改正)	
	臨床研究に関する倫理指針(平成16年12月28日告示改定)(平成20年7月31日全部改正)	
	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年7月3日告示)(平成22年11月1日全部改正)	
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (平成16年12月24日通達)(平成22年9月17日一部改正)	
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月27日通達)	
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成17年4月1日通達)	
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成17年3月31日通達)(平成22年2月1日一部改正	
	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成17年9月15日通過	
雇用管理	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン (平成16年7月1日告示)(平成24年5月14日全部改正)	
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(平成16年10月29日通) (平成24年6月11日改正)	
福祉	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(平成16年11月30日通達)	
職業紹介等・ 労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示 求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するた の指針(平成16年11月4日告示)	
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成24年8月10日告示)	
労働組合	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン(平成17年3月25日告示)(平成24年8月23 全部改正)	
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(平成16年10月1日通達)	

第4節 行政機関における情報公開・個人情報保護等の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(行政機関情報公開法)(2001(平成13)年4月1日施行)は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることが出来る権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示

^{*4 「}個人情報の保護に係るガイドライン等」は、厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html

請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型(①個人に関する情報、② 法人に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、 検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報)に該当するもの以外の情報を開示 している。

2011 (平成23) 年4月から2012 (平成24) 年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は11,904件であり、この受付件数は全省庁で3番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定等件数は10,475件(取下げが1,014件)であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書について全部を開示する決定がされた件数は2,696件、一部を開示する決定がされた件数は6,433件、不開示の決定がされた件数は387件であった。

2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(行政機関個人情報保護法)(2005 (平成17)年4月1日施行)は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型(①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報)に該当するもの以外の情報を開示している。

2011 (平成23) 年4月から2012 (平成24) 年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は3,860件、訂正請求件数は10件であった。この受付件数は全省庁で3番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は3,856件(取下げが70件)であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報について全部を開示する決定がされた件数は1,242件、一部を開示する決定がされた件数は2,475件、不開示の決定がされた件数は139件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006 (平成18) 年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2011 (平成23) 年4月から2012 (平成24) 年3月までの厚生労働省が所管する法律

に関する外部からの公益通報の受理件数は3,959件であり、この受理件数は全行政機関の 受理件数の96.3%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表し ている。

4 「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009(平成21)年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめたものを公表しているところである。

昨年度の集計件数は139,954件(2012(平成24)年4月~2013(平成25)年3月集計分)となり多数のご意見、ご指摘等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである。

5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働省が担当する施策には、福祉、医療、年金、働く環境の整備や職業の安定など、国民生活に密着したものが多数ある。

厚生労働省では、これらの施策の企画・立案、実施に当たって、広く人々が日々の生活で、どのようなことを体験し、問題と感じ、また、それを解決するためにどうすべきと考えているのかを把握することが重要であることから、平成13年10月に「厚生労働行政モニター制度」を創設した。

厚生労働行政モニターは、毎年募集を行い、地域、職種などのバランスをとった上で504名の方々を選定し、厚生労働行政の各種施策についての意見などを書面で報告していただく随時報告のほか、全国各地でモニター会議を開催し参加された方から直接ご意見をいただいている。

随時報告については、すべて省内関係部局に配布し、今後における施策の企画・立案並 びに実施のための貴重な参考資料としている。

また、当省ホームページにて、主な随時報告の内容に対する厚生労働省の考え方を掲載 している*5。

モニターの方々から、日々寄せられる報告のほか、2012(平成24)年度においては、 厚生労働行政に関するアンケートなどを行い、そのご意見を参考としながら、各種施策の 設計などを行った。

モニター会議については、2013(平成25)年1月19日(福岡県福岡市)で開催し、15名のモニターにご参加いただき、「子育て支援」、「年金」をテーマとして意見交換を行った。

1 政策評価の取組み

厚生労働省における2012(平成24)年度の政策評価については、2012年度から2016(平成28)年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)」に基づき実施しているところである。

これらの評価結果については、作成後順次公表している*⁶。

新しい基本計画では、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する 説明責任の徹底に資する見地から目標管理型の政策評価を推進するとの政府全体の方針を 踏まえ、政府評価と行政事業レビューとの連携の確保など所要の改善を図ったところであ る。

2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省独立行政法人評価委員会では、所管する21法人(共管法人2法人を含む。) について充実した評価を行うため、委員会の下に七つの部会を設け、各部会が担当法人を 分担して、各事業年度の業務実績の評価などが行われている。

2012 (平成24) 年度は、同委員会において共管法人2法人を除く19法人の2011 (平成23) 年度の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されるとともに、2011年度に中期目標期間が終了した独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標期間全体の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されたところである。

また、2012年度に中期目標期間が終了する独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立 行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の中期目標案等についても審議が行われた(第 10章第1節2(2)参照)。

3 アフターサービスの推進

アフターサービス推進室の活動状況

- ○アフターサービス推進室は、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能しているかどうか、国民の目線から調査・分析し、改善に結び付けることを目的として2010(平成22)年9月に民間出身者を主たる構成員として設置された。
- ○同室は国民、現場職員、専門家に対するヒアリング、各種資料やデータの分析を通じての調査・分析を行い、これまでに14件の調査を実施した(図表10-5-1)。改善提案等を行った事項については、国民生活の改善に役立つよう、行政で推進している。

^{* 6 「}政策評価に関する計画/結果」は、 厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html

図表10-5-1 これまでの活動内容

_	(平成25年6月末現在				
		調査案件	改善提案等		
	1	女性医師の離職防止、復職支援業務の改善提案	女性医師に関し、離職者の探索などを内容とするなどの 改善提案を平成23年3月に行った。		
	2	障害者雇用情報HP改善	障害者のための雇用支援のホームページを見やすくする ことを内容とする改善提案を平成23年3月に行った。		
	3	「退所児童等アフターケア事業」の推進に向けて 一先行事例の実態調査に基づく提案―	所管課から各自治体へ調査結果を情報提供するなどを内容とする改善提案を平成23年6月に行った。		
	4	年金フロントサービス改善	年金事務所の待ち時間を短縮するなどを内容とする改善 提案を平成23年6月に行った。		
	5	年金支払サービスの向上	還付金の支払を早くするなどを内容とする改善提案を平成23年9月に行った。		
1	6	労働基準行政の実態調査	労働局・労働基準監督署の案内表示を見やすくするなど を内容とする改善提案を平成23年9月に行った。		
	7	仕事、住まい、生活に関するきめ細かな相談支援 を実施するために 一「(本人記録用) SOS窓口一覧」活用の提案一	各ハローワークなどで活用してもらうリーフレットの改善提案を平成23年12月に行った。		
	8	健康診査・保健指導による生活習慣病予防対策 一先進事例についての調査―	健康診査・保健指導によって生活習慣病予防対策として成果を上げているケースについて調査し、平成24年4月に先進事例として紹介した。		
	9	HIV/エイズ予防・支援活動を担っているNGOの 実態調査	HIV/エイズ予防・支援活動では行政とNGOなどとの連携が重要である。首都圏、名古屋、大阪地区等の大都市にあるNGOなどを調査し、平成24年7月に行政とNGO間の連携の活動状況を紹介した。		
	10	厚生労働省の東日本大震災対応にかかる調査	東日本大震災に関し、被災後の厚生労働省の初期対応の 検証が求められる6分野を中心に調査し、平成24年7 月に今後の緊急事態に速やかに対応できるよう課題・反 省点を踏まえた今後の対応について報告書にとりまとめ た。		
	11	子どもを守る地域ネットワーク(「要保護児童対 策地域協議会」)の強化の推進に向けた調査	虐待を受けるなど見守りが必要な子どもたちを守るためのネットワーク(子どもを守る地域ネットワーク)がほぼ全ての区市町村に設置されている。このネットワークが関係機関と連携し、求められている役割をより効果的に果たすことができるよう、事例の収集を通じ、取り組み促進の提案を平成24年12月に行った。		
	12	お薬手帳の電子化にかかる調査	お薬手帳は、東日本大震災でもその有効性が証明されているが、その紙版の普及状況及び電子版の推進状況を調査し、普及促進を図る上での提案を平成25年1月に行った。		
	13	職業訓練事例調査 一就職率向上支援に向けた調査	公共職業訓練には、都道府県により民間委託されているコースがある。より質の高い職業訓練を確保し、就職率の向上支援を目的に、これらのうち、取組が熱心である職業訓練施設の工夫事例等を平成25年4月に紹介した。		
	14	第三者行為による健康保険等の利用状況調査	第三者行為による傷病の場合の健康保険の利用を促進するため、①関係部局から第三者行為による傷病の場合でも健康保険等が利用できる旨改めて周知を図るとともに、②手続きし易すくするため関係部局と協働し、「第三者行為による傷病届」の様式の簡易化・統一化について関係機関へ協力要請を行った。		